

山梨県公報

第二千六百五十二号

平成二十八年

十一月二十一日

月 曜 日

公 告

● 松くい虫駆除命令内容の公表
森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

目 次

告示
○道路の区域変更……………八九一

公 告
○松くい虫駆除命令内容の公表……………八九一
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………八九二
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………八九四
教育委員会
○山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員……………八九五

告 示

山梨県告示第三百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年十二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町山保字東峠一七六九番 一地从先から 西八代郡市川三郷町山保字東峠一七六九番 一地从先まで	一一・八〇 二八・二	一一・八〇 二一・三	四七・八	四七・八

● 命令をしようとする理由 一 一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三に規定する樹木、三二に規定する伐採跡地又は三三に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一に定める期間内に三に掲げる措置を行わないうとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、四の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

6 一の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、平成二十八年十二月五日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して不服を申し出ることができる。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年十月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 吉高工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町高住五百十九番地

3 代表者の氏名 望月二郎

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第四八四六号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年十月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 八宏産業株式会社

2 主たる営業所の所在地 都留市法能宮原中野二千五百四番地

3 代表者の氏名 小松宜康

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二八）第八三二二号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工

事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年十月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 旭工建

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市旭四丁目一番二十九号

3 代表者の氏名 渡邊大介

三 許可番号 山梨県知事許可（般一四四）第九一五五号

四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社樋川建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央五丁目七番二十六号
 - 3 代表者の氏名 樋川勝一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二三）第一七八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年九月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社浅川建工
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町西井出二千二百八十四番地二
 - 3 代表者の氏名 浅川重直
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第八三八〇号
- 四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

一 処分をした年月日 平成二十八年十月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 田中電気工事

2 主たる営業所の所在地 甲府市東下条町九番一号

3 代表者の氏名 事業主相続人 田中亮

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第九八五七号

四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社横森電業社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市富士見ヶ丘二丁目十一番三十九号
 - 3 代表者の氏名 横森秀明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六一二〇号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社金丸工務所

- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市西南湖四千二百四十九番地一
- 3 代表者の氏名 金丸健
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二三)第六七五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社佐野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市青葉町八番三十八号
 - 3 代表者の氏名 望月雄二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二六)第六二九九号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、塗装工事業及び防水工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社岩下建設
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町大塚四千六百七十六番地一

- 3 代表者の氏名 土橋美紀
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二三)第六七七五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 都留市川棚字八久保四百二十の一、四百二十の五、四百二十の七、四百二十三の一、四百二十三の三、四百二十四の一、四百二十四の二、四百二十四の四、四百二十四の五、四百二十五の一、四百二十五の二、四百二十五の三、四百二十六の一、四百二十六の二、四百二十七の一、四百二十七の二、四百二十七の三、四百二十八の一、四百二十八の二、四百二十九、四百二十九の二、四百三十、四百三十一、四百三十二、四百三十二の二、四百三十三、四百三十四、四百三十五、四百三十六、四百三十六の二、四百三十七の一、四百三十七の四、四百三十八の一、四百三十九の一、四百四十、四百四十一、四百四十二、四百四十三、四百四十四、四百四十五、四百四十五の二、四百四十六、四百四十八、四百五十三の七、四百五十三の九、四百五十三の十及び四百五十三の十一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都杉並区高井戸西二丁目十番二号 株式会社 T N F 代表取締役 中村文俊

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員
 平成二十九年山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十八年十一月二十一日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

平成二十九年山梨県公立高等学校等入学者募集定員
 (全日制課程)

学校名	学科(コース)名	定員	計
北 杜	総合学	一一〇	一二〇
	普通	二〇〇	
	文理	四〇	
菲 崎	普通	二〇〇	二四〇
	文理	四〇	
菲 崎 工 業	工業(電子機械科・電気科・情報技術科・環境化学科・システム工学科・制御工学科)	一八〇	一八〇
	探 究	八〇	
甲 府 第 一	普通	二〇〇	二八〇
	探 究	八〇	
甲 府 西	普通	二四〇	二四〇
	普通	二四〇	
甲 府 南	普通	二四〇	二八〇
	普通	四〇	
甲 府 東	普通	二四〇	二四〇
	普通	四〇	
甲 府 工 業	機械	八〇	二七五
	電気	七五	
	建築	四〇	

山 梨	日 川	笛 吹			身 延	峡 南	市 川	増 穂 商 業	白 根	巨 摩	農 林					甲 府 昭 和	甲 府 城 西	土 木	
普通科	うち英理総合コース科	普通科	総合学	食品化学科	総合学	英語科	情報処理科	商業科	うち文理通コース科	うち理数創造コース科	食品科学科	造園緑地科	環境土木科	森林科学科	システム園芸科	普通科	総合学	電 子 科	土 木 科
一一〇	一九〇 [三〇]	二四〇	九〇	三五	二二〇	九〇	三〇	七〇	一五〇 [三〇]	二四〇 [四〇]	三五	三〇	三〇	三〇	三〇	二四〇	二六〇	四〇	四〇
	一九〇	二四〇		二八〇	九〇	九〇	一五〇	一〇〇	一五〇	二四〇		一五五				二四〇	二六〇		

甲 陵	学校名	学科(コース)名	定員	計	学 校 名	対 象 都 県	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	隣 接 都 県 募 集	甲	甲 府 商 業	富 士 河 口 湖	富 士 北 稜	吉 田	都 留 興 讓 館	上 野 原	都 留	塩 山	
										普 通 科	情 報 処 理 科	商 業 科	普 通 科	綜 合 学 科	理 数 科	普 通 科	英 語 理 数 科	普 通 学 科	綜 合 学 科
					北 杜 野 県	長 野 県	普 通 科 理 数 コ ー ス			普 通 科	情 報 処 理 科	商 業 科	普 通 科	綜 合 学 科	英 語 理 数 科	普 通 学 科	綜 合 学 科	商 業 科 (商 業 科 ・ 情 報 ビ ジ ネ ス 科)	
					上 野 原	静 岡 県	綜 合 学 科			普 通 科	情 報 処 理 科	商 業 科	普 通 科	綜 合 学 科	英 語 理 数 科	普 通 学 科	綜 合 学 科	商 業 科 (商 業 科 ・ 情 報 ビ ジ ネ ス 科)	
					身 延	東 京 都 、 神 奈 川 県	綜 合 学 科			普 通 科	情 報 処 理 科	商 業 科	普 通 科	綜 合 学 科	英 語 理 数 科	普 通 学 科	綜 合 学 科	商 業 科 (商 業 科 ・ 情 報 ビ ジ ネ ス 科)	
					全 国 募 集		綜 合 学 科			普 通 科	情 報 処 理 科	商 業 科	普 通 科	綜 合 学 科	英 語 理 数 科	普 通 学 科	綜 合 学 科	商 業 科 (商 業 科 ・ 情 報 ビ ジ ネ ス 科)	
							定 員			八〇	二六〇	二〇〇	二六〇	二八〇	二八〇	一五〇	二四〇	一七〇	

定 時 制 合 計	ひ ば り が 丘	中 央						都 留	山 梨	巨 摩	甲 府 工 業	葦 崎	学 校 名	学 科 名	定 員	計
		夜	昼	夜 間 部	昼 午 後 部	昼 午 前 部	夜	夜	夜	夜	夜	昼	昼 夜 別			
	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	工 業 科 (機 械 科 ・ 電 気 科 ・ 建 築 科)	四〇	四〇	四〇
	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	四〇	六〇	六〇	四〇	四〇	四〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	九〇
	五七〇															

(注) 一 甲府工業高校は、工業科三学科を一括して募集する。
 (注) 一定員欄の「」は、普通科のコース定員であり、当該普通科の募集定員の
 内数である。
 二 葦崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。
 三 峡南高校は、工業科三学科を一括して募集する。
 四 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。
 五 都留興讓館高校は、工業科四学科を一括して募集する。
 六 「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。
 七 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。
 (定時制課程)

ふじざくら支援		やまびこ支援		わかば支援		あけほの支援		甲府支援		ろう		盲				学 校 名
高等部		高等部		高等部		高等部		高等部		高等部		幼稚園部		高等部		幼稚園部
普通科 (重複障害)	普通科	普通科 (重複障害)	普通科	普通科 (重複障害)	普通科	普通科 (重複障害)	普通科	普通科 (重複障害)	普通科	普通科 (重複障害)	普通科	専攻科・ 理療科	専攻科・ 保健療科	普通科 (重複障害)	普通科	学科(コース)名
若干名	一六名	若干名	一六名	若干名	三二名	若干名	八名	若干名	八名	若干名	八名	若干名	八名	若干名	八名	定員

(通信制課程)		学 校 名	学 科 名	定 員	計
中 央	普 通 科	学 科 名	衛生看護科	一八〇	二〇〇
				二〇	

桃花台学園	かえで支援	高等部	普通科 (重複障害)	若干名
産業技術科	普通科 (重複障害)	高等部	普通科	三二名
四八	若干名			

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番